

高齢者医療・研究分科会における評価制度の見直しについて

■「東京都地方独立行政法人の評価の考え方」の一部改正

平成26年3月、評価委員会が定める「東京都地方独立行政法人の評価の基本的な考え方」が一部改正

【改正内容】①中期目標の策定に向けた事前評価の義務付けを廃止

②組織・業務全般の検討（地方独立行政法人法第31条）と中期目標の策定（同法第25条）を一体的に実施



各分科会において、改正後の評価の基本的な考え方を基に、各法人の評価方法を検討。検討の結果、評価方法を見直す場合には、各分科会で定める「業務実績評価方針及び評価方法」を改正

■高齢者医療・研究分科会における対応（案）

- ・評価制度の効率化、実質化という改正趣旨を踏まえ、事前評価を廃止。中期目標の達成状況評価は各年度の業務実績評価の過程で実施
- ・組織・業務全般の検討及び第三期中期目標の策定は、平成28年度以降、一体的に実施

■見直し後の評価スケジュール

| | | 現 行 | 見直し案 |
|-------------|-----------|----------------------------|---|
| 第 二 期 | 27年度（3年目） | 2年目の年度評価 | 同左 |
| | 28年度（4年目） | 3年目の年度評価 | 同左 |
| | | 第二期中期目標期間の業務実績に係る事前評価 | 廃止（中期目標の達成状況評価は各年度評価の過程で実施） |
| | | 第三期中期目標（案）の策定に向けた意見聴取 | 組織・業務全般の検討に対する意見と第三期中期目標（案）の策定に向けた意見を同時聴取 |
| | 29年度（5年目） | 4年目の年度評価、第三期中期目標、第三期中期計画策定 | 同左 |
| 第 三 期 | 30年度（1年目） | 5年目の年度評価、第二期中期目標期間評価 | 同左 |
| | | 組織・業務全般の検討に対する意見聴取 | 廃止（中期目標に反映できる時期に実施） |